

仙台市立小・中学校の

過大規模校化への対応方針

I	対応方針の策定にあたって	40
1	対応方針策定の趣旨	40
2	過大規模校とは	40
3	対応方針の位置付け	41
4	対応方針の見直しについて	41
II	現状と課題について	42
1	児童生徒数の現状	41
2	大規模校・過大規模校の現状	43
3	これまでの対応	44
4	過大規模化による課題	46
III	基本的な考え方	46
IV	今後の取り組み	47

I 対応方針の策定にあたって

1 対応方針策定の趣旨

今後、全国的に人口が減少する見通しとなっており、その中でも年少人口が減少し老年人口が増加する少子高齢化が一層進行することが見込まれています。本市の学校においても、少子化の影響により学校規模が小さくなる傾向が続いており、小規模化による様々な課題に対応するため、平成20年8月に「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針」（以下、「基本方針」と表記。）及び「同実施方針」（以下、「実施方針」と表記。）を策定し、取り組みを進めてきたところです。

一方、土地区画整理事業やマンション建設などの住環境基盤の整備が行われた地区では、大規模化が進んでいる学校が見られます。

こうした状況に計画的に対応し、望ましい教育環境を確保していくため、現状と課題を整理したうえで対応の方向性や今後の取り組みをとりまとめた「仙台市立小・中学校の過大規模校化への対応方針」（以下、「対応方針」と表記。）を策定します。

2 過大規模校とは

小・中学校の学校規模については、学校教育法施行規則第41条及び第79条に学級数の標準が定められている※のみで、規模の上限を定めた法令はありませんが、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和59年）では、25学級以上30学級以下の学校を「大規模校」、31学級以上の学校を「過大規模校」と分類しています。

この対応方針においても、こうした国の分類にならい、特別支援学級数を含めた学級数が25学級以上30学級以下の学校を「大規模校」、31学級以上の学校を「過大規模校」とします。

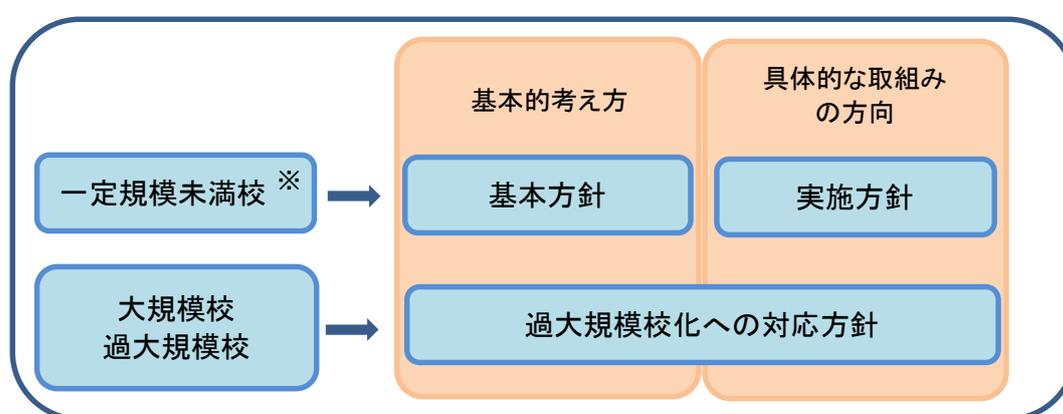
※ 学校教育法施行規則第41条は「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定している。また、同規則第79条の規定により、中学校の学級数について第41条の規定が準用されている。

3 対応方針の位置付け

この対応方針は、「仙台市基本計画」における分野別計画の第1「学びの都・共生の都の実現をめざす分野」の①「学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり」の(2)「子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり」を実現するための取り組みのひとつとして位置付けます。また、「仙台市教育振興基本計画」における『基本的方向5「学びのまち・仙台」を支える基盤を充実させる』を実現するための取り組みのひとつとして位置付けます。

この対応方針は、一定規模確保に係る基本方針及び実施方針と併せて、学校規模の適正化を図ることにより、望ましい教育環境の実現を目指すものです。

《学校規模から見た各方針の適用範囲》



4 対応方針の見直しについて

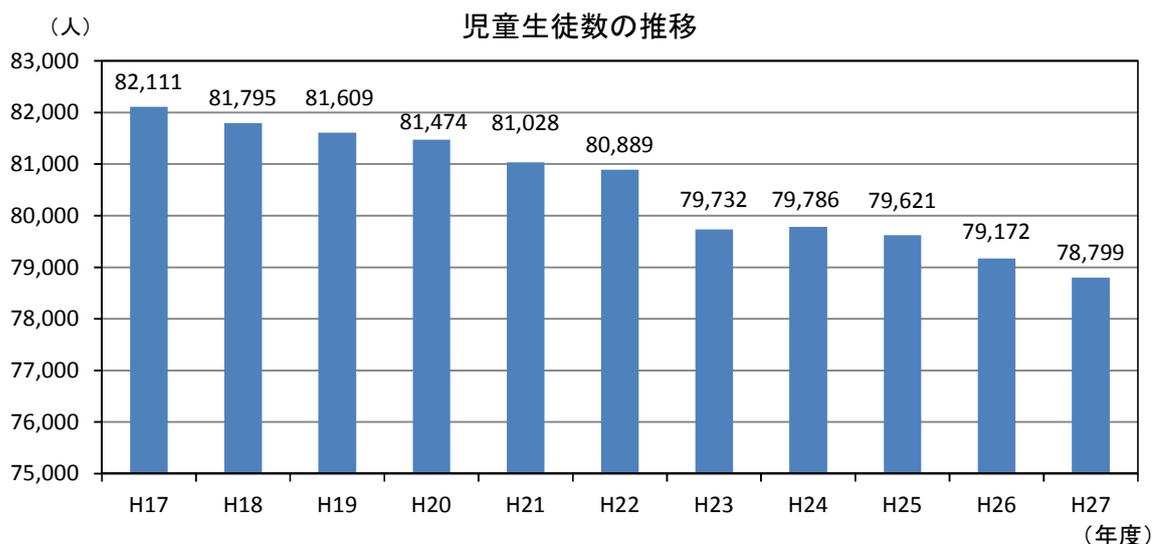
この対応方針は、国等の教育制度の改変や社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

※ 基本方針及び実施方針において、一定規模の学級数の基準を小学校12学級以上、中学校9学級以上とし、その基準に満たない学校（小学校11学級以下、中学校8学級以下の学校）を一定規模未満校としている。

II 現状と課題について

1 児童生徒数の現状

仙台市内の小・中学校の児童生徒数は長期的に減少しており、平成 27 年度の児童生徒数は 78,799 人で、10 年前(平成 17 年度)の 82,111 人と比べ 3,312 人(4.0%)減少しています。



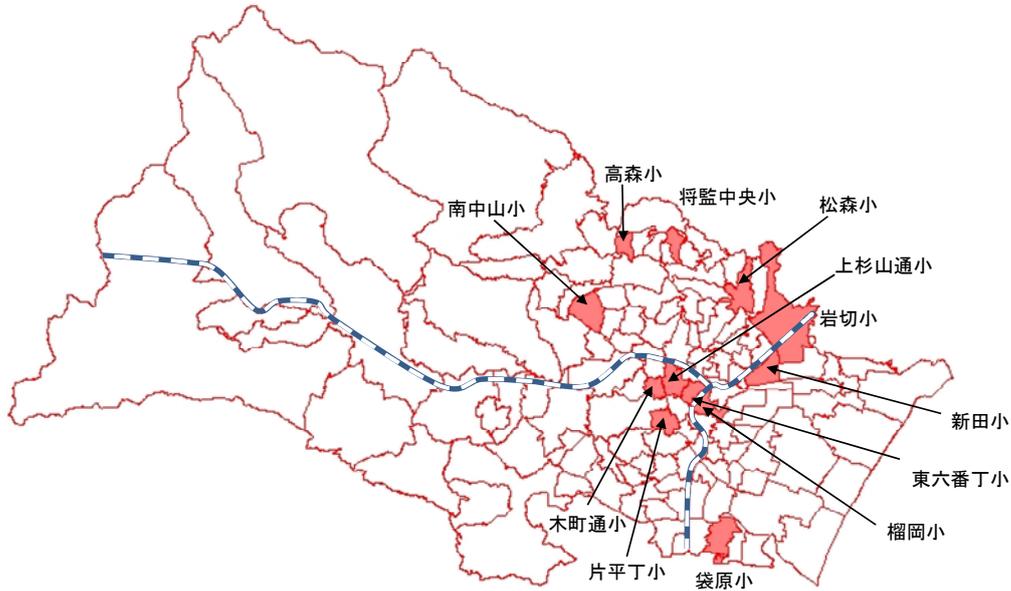
一方で小学校区別に見ると、平成 27 年度における児童数が 10 年前(平成 17 年度)と比べ 20%以上増加した小学校は、全 123 校のうち 12 校となっており、市中心部や地下鉄・JR 沿線、土地区画整理事業の実施地区などで多く見られます。

区	児童数が 20%以上増加した小学校 (増加率の高い順に記載)	
青葉区	4 校	上杉山通小、片平丁小、東六番丁小、木町通小
宮城野区	3 校	榴岡小、新田小、岩切小
太白区	1 校	袋原小
泉区	4 校	南中山小、将監中央小、高森小、松森小

※ 通学区域の変更や分離新設※によっても児童数が増減している場合があります。

※ 学区を分離して学校を新たに設置すること。

《児童数が20%以上増加した小学校区》



2 大規模校・過大規模校の現状

平成27年度において、25学級以上の小・中学校は全186校のうち15校あり、このうち5校は過大規模校となっています。児童数が増加している学校と同様、市中心部や地下鉄・JR沿線、土地区画整理事業の実施地区などが多くなっています。

区	25学級以上の小・中学校	
青葉区	4校	広瀬中(35)、錦ヶ丘小(31)、上杉山通小(30)、栗生小(25)
宮城野区	2校	岩切小(36)、新田小(34)
若林区	1校	七郷小(32)
太白区	5校	富沢中(30)、袋原小(29)、長町中(28)、長町小(27)、長町南小(25)
泉区	3校	向陽台小(26)、寺岡小(26)、南光台小(25)

※ カッコ内は特別支援学級を含む学級数

3 これまでの対応

児童生徒数の増加による過大規模校化に対応するために、本市ではこれまでも子どもの教育環境の確保を図る取り組みを進めてきました。

この10年間に、過大規模校化への対応のため、通学区域の変更や分離新設等を行った学校及び今後の方針が決定している学校は次のとおりです。

(児童生徒数・学級数はいずれも5月1日現在)

(1) 通学区域の変更による対応

① 富沢中・長町中

富沢中は、将来的に過大規模校の状態になる見通しであったことから、平成24年度より、富沢中の通学区域の一部を長町中の通学区域に変更しました。

(2) 分離新設による対応

① 七北田小・市名坂小

平成16年4月に、七北田小から分離して市名坂小を開校しました。

《児童数及び学級数の変化》

年度	学校名	児童数	学級数
平成15年度	七北田小	1,092名	32学級
平成16年度	七北田小	701名	23学級
	市名坂小(新設)	421名	14学級

② 広瀬小・愛子小

平成21年4月に、広瀬小から分離して愛子小を開校しました。

《児童数及び学級数の変化》

年度	学校名	児童数	学級数
平成20年度	広瀬小	1,393名	44学級
平成21年度	広瀬小	646名	20学級
	愛子小(新設)	909名	30学級

③ 西多賀小・大野田小・富沢小

平成22年4月に、西多賀小と大野田小から分離して富沢小を開校しました。

《児童数及び学級数の変化》

年度	学校名	児童数	学級数
平成 21 年度	西多賀小	873 名	30 学級
	大野田小	933 名	32 学級
平成 22 年度	西多賀小	585 名	22 学級
	大野田小	706 名	26 学級
	富沢小（新設）	567 名	20 学級

④ 愛子小・錦ヶ丘小

愛子小は過大規模校の状態が続くことが見込まれるため、分離して平成 27 年 4 月に錦ヶ丘小を開校しました。

⑤ 広瀬中・（仮称）広瀬第二中

広瀬中は過大規模校の状態が続くことが見込まれるため、錦ヶ丘地区に新たな学校を設置することとしました。開校は平成 31 年度の予定です。

⑥ 七郷小・（仮称）七郷第二小

七郷小は過大規模校の状態が続くことが見込まれるため、新たな学校の設置に向けて今後準備を始める予定です。

(3) 増築等による対応

① 新田小

過大規模校の状態が続くことが見込まれるため対応策の検討を行った結果、長期的には児童数が減少する見通しであること及び通学区域の変更や分離新設による対応が困難であることから、建替に合わせて必要教室数を確保しました。平成 26 年 4 月から供用を開始しています。

② 上杉山通小

過大規模校の状態が続くことが見込まれるため対応策の検討を行った結果、増築により必要教室数を確保することとし、平成 28 年 4 月に供用を開始する予定です。今後も児童推計の結果を注視しながら、必要に応じ通学区域の変更等について検討を行っていく予定です。

③ 岩切小

過大規模校の状態が続くことが見込まれるため対応策の検討を行った結果、長期的には児童数が減少する見通しであること及び通学区域の変更や分離新設による対応が困難であることから、増築により必要教室数を確保することとしました。平成 28 年度中に供用を開始する予定です。

4 過大規模校化による課題

規模の大きな学校においては、多人数の利点を生かし、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすいといった特徴があります。

その一方で、教育環境上、人間関係、教育活動、学校運営等の面で様々な制約や課題が生じる場合もあります。それぞれの学校においては、教職員がいろいろな工夫をしながらその解消に努めていますが、集団が大きくなりすぎると工夫にも限界が出てきます。

このため、過大規模校化している学校について教育環境の改善を図るための取り組みが必要です。

《課題の例》

	具体的内容
人間関係	・異学年間の交流の広がりを持たせることが難しい
教育活動	・児童生徒一人ひとりの活動機会を設定しにくい ・特別教室や体育館等の施設の利用面で制約が生じることがある ・受入可能施設や移動時間の関係で校外の活動が制限されることがある
学校運営	・全教職員による児童生徒一人ひとりの把握が難しい ・全教職員相互の連絡調整が図りづらい ・緊急時など安全管理上の課題が増える

Ⅲ 基本的な考え方

過大規模校化への対応にあたっては、次の考え方に基づき取り組みを進めます。

将来的な見通しに基づく対応

- ・定期的に児童生徒推計を実施し将来的な学級数を見通しながら対応します。

計画的な対応

- ・将来的な学級数の動向を的確に捉えたうえで計画的に対応します。

現有施設を活用した対応

- ・現在保有している学校施設を活用することを基本として対応します。

地域の実情を踏まえた対応

- ・通学区域の地理的状況や地域社会の実情を踏まえて対応します。

IV 今後の取り組み

過去の転出入や出生の状況のほか、関係部局との情報共有により今後の大規模開発の見通しを的確に把握しながら、児童生徒推計を毎年度行います。

推計実施年度の学級数が 25 学級以上の学校と将来的に 31 学級以上になる見通しの学校をこの対応方針による検討の対象校とし、学校規模の状況に応じて次のとおり区分します。

区分		基準
I	既に過大規模校となっている学校	現在の学級数が 31 学級以上の学校
II	将来的に過大規模校となる見通しの学校	将来的に学級数が 31 学級以上になる見通しの学校
III	過大規模校となるおそれのある学校	現在の学級数が 25 学級以上の学校 (区分 II に該当する学校を除く)

区分 I・II に該当する学校のうち、一定期間以上過大規模校の状態が続くことが見込まれる学校については次のとおり対応します。

(1) 通学区域の変更を基本に検討します。

※ 検討にあたっては、隣接校の施設の状況や将来的な児童生徒数の見込みも考慮します。

(2) 通学区域の変更を行っても過大規模校の状態が解消されない場合や、地域の事情等により通学区域の変更を行うことが困難な場合は、学校の分離新設を検討します。

※ 検討にあたっては、分離後の両校が将来にわたって一定規模の基準を満たす状態が続くよう考慮します。

上記の(1)通学区域の変更、(2)分離新設の対応がいずれも困難であり、なおかつ教室不足の発生が見込まれる場合は、仮設校舎の整備、校舎の増築等による教育環境の確保を行います。

その他の学校については、将来的な児童生徒数に影響する要因の把握に努めながら、状況を注視していきます。

これらの対応にあたっては、地域ごとの実情を考慮しながら検討を進め、保護者や地域住民に対し十分な説明を行いながら取り組みの推進を図っていきます。